

日本外交文書

昭和
第一期
第三卷
I

外務省

序

外務省では、明治維新以降のわが国外交の経緯を明らかにし、あわせて外交交渉上の先例ともなりうる基本的史料を提供する目的で、昭和十一年『日本外交文書』第一巻を公刊した。その後、戦争による中断はあったが、戦後、編纂事業を再開して、昭和三十八年には明治期を、同六十二年には大正期をそれぞれ完結し、これまでに特集も含め計一六四冊を公刊した。

昭和期外交文書については、すでに特集として満州事変及び海軍軍縮関係史料を公刊しているが、昭和期は戦災等により重要記録が多数失なわれているので、従来の編纂方式を継続するのが困難となっている。そこで前記特集編纂の経験をも活かし、多年度方式を導入するなど若干の新形式を加え、複雑多岐にわたる昭和期外交の実態を把握できるよう配慮した。

激動の時代といわれる昭和期日本の対外政策とこれをめぐる国際環境について本書が正確な史実を提供し、将来のわが国外交政策の策定と歴史的研究にあたって、何らかの寄与をなし得れば幸いである。

昭和六十三年三月

外務省外交史料館長

例言

一 第二次世界大戦終結に至るまでの昭和期（昭和二―二十年）の外交文書編纂は左の方式による。

1 昭和期の時期区分を次の三期とする。

昭和期Ⅰ 昭和二―六年（一九二七―三一）

昭和期Ⅱ 昭和六―十二年（一九三一―三七）

昭和期Ⅲ 昭和十二―二十年（一九三七―四五）

2 昭和期の外務省所蔵記録は戦災等により多数焼失しているが、比較的採録可能な文書の多い对中国関係事項は、原則として各年ごとにまとめた従来の編年方式を踏襲し、これを第一部とする。

他方、重要な外交記録の多数が失われている対欧米関係事項は、数年間を一まとめにした多年度方式を採用し、これを第二部として編纂・刊行する。

二 本巻は、『日本外交文書』昭和期Ⅰ第一部第三巻として、昭和四年の对中国関係文書を収録した。

1 本巻に収録した文書は、原則として外務省所蔵記録によるもので、原文書の改変、削除、簡略化等を行われていない。ただし明らかな誤字は訂正し、漢字はなるべく常用漢字表に基づいた。

2 収録文書は、編者が一連文書番号及び件名を付し、各事項ごとに日付順に配列した。

3 収録文書の冒頭に※印のあるものは、『松本記録』に依拠した。

「松本記録」とは、故松本忠雄元衆議院議員が、昭和八年十二月より同十四年一月までの外務

参与官及び外務政務次官時代、外務省保管記録のうち、特に政治、外交、条約、借款関係等の主要記録を筆写したもので、明治・大正・昭和にわたり約三〇〇冊に及んでいる。「松本記録」は、昭和十七年の外務省の火災、または終戦時の焼却処分等によって消失した「原本記録」を補填する記録(写)である。

4 収録文書中発電月日不明の電報は、着電の日付を記し、1月(15)日のようにカッコを付して区別した。

5 収録文書中右肩に付した(1)(2)(3)等の記号は、同一番号の電報が分割されて発電されたことを示す。なお、本巻への収録にあたっては、文章の区切りではなくとも分割された箇所をもって改行した。

6 収録文書の発受信者名については、初出の場合のみ姓名を表示し、以後は姓のみにとどめた。

7 注記については、原文書にある場合は(原注)とし、編者が加えたものは(編注)として当該箇所に明記し、その文面はいずれも各文書の末尾に記載した。

8 原文書に欄外記入や付箋がある場合は、(欄外記入)(付箋)として当該箇所に明記し、その文面は各文書の末尾に記載した。

9 収録文書中(省略)(ママ)等のカッコを付したルビは、編者が記したものである。

10 押印については、公印と私印をそれぞれ(印)(印)と区別して記した。

11 巻末に全収録文書の日付順索引を付した。

目次

一 満蒙懸案解決交渉	1
二 満蒙政況関係	140
三 中ソ紛争と不戦条約関係	301
四 済南事件解決交渉(含南京・漢口両事件解決交渉)	407
五 対日ボイコット問題	538
付 順天時報廃刊問題	621
六 日中通商問題	639
付一 綿糸統一税問題	879
付二 青島在華紡罷業問題	917
七 中国外交関係雑纂	949
1 孫文移柩祭および公使館昇格関係	949
2 小幡公使アグレマン問題	987

3	張宗昌拳兵問題……………	1016
4	漢冶萍公司および南滿鐵道接管問題……………	1063

日本外交文書 昭和期Ⅰ第一部第三卷 日付索引

一 満蒙懸案解決交渉

1 昭和4年1月4日 在奉天林(久治郎)総領事より 田中(義一)外務大臣宛(電報)

陸軍が鐵道交渉問題に關与せぬよう指導あり
たき旨稟請

泰 天 1月4日後発
本 省 1月5日前着

第七号(極秘)

四日陸軍次官ヨリ当地特務機關ニ対シ「一月四日開催ノ由ナル聯合省議會ニ於テ鐵道問題否決セラルルカ又ハ南方ニ移サルルニ於テハ帝國政府トシテ機宜ノ措置ヲ執ルノ已ムヲ得サルニ至ル事アルヘキ旨林中佐ヲシテ個人ノ資格ニテ張作相ニ懇切ニ説明セシムヘク本件領事滿鉄トモ聯絡ヲ取ルヘシ云々」トノ意味合ノ電報アリタル趣ノ処御承知ノ通鐵道問題ハ目下尚滿鉄ニテ折角折衝中ニ有之本官ヨリモ未タ支那側ニ対シ正式ニ本件ニ關スル帝國政府ノ意嚮ヲ伝ヘタル事之レ無キニ拘ラス顧問等ヨリ仮令個人ノ資格ナリト

スルモ外務省側ト何等ノ諒解モナク俄ニ政府ノ意嚮トシテ申入ルル如キハ甚タ面白カラスト存シ其ノ旨不取敢森岡少佐ヘ申伝ヘ置キタルカ鐵道問題カ未タ平和的交渉中ニアル際陸軍次官辺ヨリ何カト直接出先軍部ニ訓令セラルル事ハ其ノ筋合ニモ之レ無カルヘク外交系統ヲ紊ル顯著ナル事例ニシテ斯ノ如キ事例カ支那側ヲシテ常ニ乗セシムル処トナリタル弊害ニ付テハ御承知ノ通ナルニ付テハ陸軍側ニ対シ篤ト御申聞相成度夫レトモ右訓電ニ關シ委細本省ニテ御含ミノ上ノ事ナラハ其ノ旨折返シ御電報アリタシ

2 昭和4年1月7日 田中外務大臣より 在奉天林総領事宛(電報)

陸軍省軍務局長に林総領事との連絡緊密化を
申し入れた旨通達

本 省 1月7日後発

第二号(極秘)